

# 公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会広報委員会運営規程

## (目 的)

第1条 公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会定款第33条第1項の規定により、事業の推進を図るため広報委員会（以下「委員会」という。）を設置し、同条第4項の規定に基づいて運営に関する規定を定めることを目的とする。

## (任 務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 各種事業を普及啓発するための各種研修会等の開催や機関紙の発行等の企画、立案及び推進  
(構 成)

第3条 委員会は委員8人以内をもって構成する。

2 委員は次の各号に掲げるもののうちから選考し、理事会の選任を経て、会長が委嘱する。

- (1) 理事から3人（東・中・西部各地区から各1人）
- (2) 単位老人クラブ会員から3人（東・中・西部各地区から各1人）
- (3) 女性委員会及び若手委員会から各1人

3 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (報酬等)

第5条 委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## (会 議)

第6条 委員会の会議は会長が招集し、会議の議長は委員長があたる。

## (委任事項)

第7条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って、別に定める。

## 附 則

1 この規程は平成11年12月27日から施行し、今回の任期は平成13年5月28日までとする。

## 附 則

1 この規程は平成14年5月29日から施行し、今回の任期は平成15年5月28日までとする。

## 附 則

1 この規程は平成17年5月29日から施行し、今回の任期は平成18年5月28日までとする。

## 附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年11月1日）から施行する。

## 附 則

1 この規程は平成28年4月1日から施行する。